

議員発案第1号

加茂市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3年 3月 4日

提出者	加茂市議会議員	白川克広
賛成者	同	森友和
	同	橋本昌美
	同	大平一貴
	同	森山一理
	同	山田義栄

令和 3年 3月 19日

加茂市議会議長 滝沢茂秋

## 加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例

加茂市議会委員会条例（平成3年条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (3) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 社会厚生常任委員会 6人</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ <u>こども未来課の所管に属する事項</u></p> <p>エ <u>健康福祉課の所管に属する事項</u></p> <p>オ （略）</p> <p>カ （略）</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 社会厚生常任委員会 6人</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ <u>健康課の所管に属する事項</u></p> <p>エ （略）</p> <p>オ <u>市民福祉交流センター「加茂美人の湯」の所管に属する事項</u></p> <p>カ （略）</p>

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議員発案第2号

新潟県加茂市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する  
条例の一部改正について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3年 3月 4日

提出者	加茂市議会議員	大平一貴
賛成者	同	森友和
	同	橋本昌美
	同	白川克広
	同	森山一理
	同	山田義栄

令和 3年 3月19日

加茂市議会議長 滝沢茂秋

新潟県加茂市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県加茂市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和33年条例第1号）の一部を次のように改正する。  
 次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(議員報酬の支給方法)	(議員報酬の支給方法)
<p>第3条 議長及び副議長にはその選挙された当月分から、議員にはその職に就いた当月分からそれぞれ議員報酬を支給する。<u>この場合において、選挙された日又は職に就いた日がその月の初日でないときは、日割りによりその月の議員報酬を支給する。</u></p> <p>2 <u>議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときは、その当月分までの議員報酬を支給する。この場合において、職を離れた日がその月の末日でないときは、日割りによりその月の議員報酬を支給する。</u></p> <p>3 <u>議長、副議長及び議員が死亡したときは、その死亡した日の属する月の月額を支給する。</u></p> <p>4 <u>第1項及び第2項における日割計算の方法は、第2条に規定する議員報酬の月額にその月の在職日数を乗じた額をその月の日数で除するものとする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>第4条 <u>議員報酬は、第3条の規定にかかわらず、同一の者に対して重複して支給しない。</u></p>	<p>第3条 議長及び副議長にはその選挙された当月分から、議員にはその職に<u>つ</u>いた当月分からそれぞれ議員報酬を支給する。</p> <p>第4条 <u>議長、副議長及び議員がその職を離れたとき又は死亡したときはその当月分までの議員報酬を支給する。但しいかなる場合においても重複して議員報酬を支給しない。</u></p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。